

ふるさと納税返礼品の 地場産品基準「第3号」に係る証明書の提出について

ふるさと納税の返礼品は、総務省が定める「地場産品基準」に適合している必要があります。このうち地場産品基準第3号に該当する返礼品については、令和8年10月1日以降の指定期間から運用が厳格化されます。

■ 地場産品基準第3号に該当するもの

「尾張旭市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの」が該当します。

(例：尾張旭市外産の原材料を使用し、尾張旭市内で製造された食品)

■ 付加価値基準の明確化

1. 付加価値の過半(50%以上)が市内で生じていることを客観的に証明すること

総務省が定める標準的な算定方法に基づき、返礼品等の製造等を行う事業者が、「価値の過半が区域内の工程で生じている」ことを証明する必要があります。

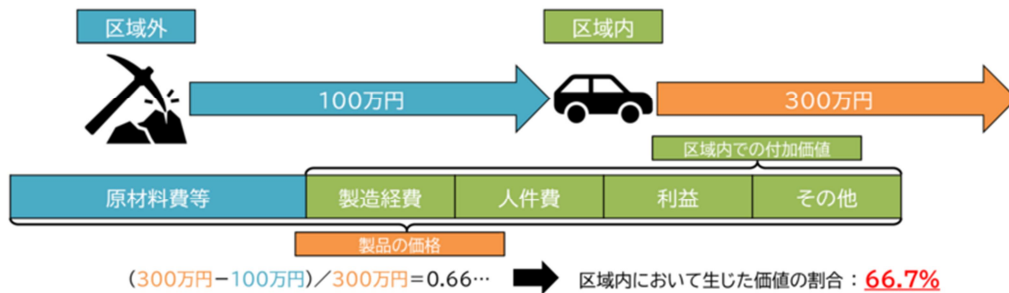
【総務大臣が定める標準的な算出方法】

・算式 $(A-B)/A$

・算式の符号

A: 当該地方団体による返礼品等の調達費用

B: 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用



2. 証明内容を自治体ホームページ等で公表すること

自治体が寄附募集を開始するまでに、上記証明の内容を自治体のウェブサイト等で公表しなければ、返礼品として認められなくなります。

【公表のイメージ】

返礼品等の 名称	区域内において 生じた価値の 割合(%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※				返礼品等の 製造・加工地	地方団体に おける 調達費用	一般 販売 価格
		標準的な 算出方法	その他の算出方法		その他の 算出方法とする 理由			
			その他の 算出方法の詳細					
〇〇 ドライヤー	●●%		○	〇〇	〇〇	中国	●●円	◆◆円
自動車	▲▲%	○				■市	〇〇円	▼▼円

■ 返礼品等の調達費用の妥当性確保

自治体が調達する返礼品等について、事業者等が一般に販売する小売価格に比べ、相当程度高額での調達が行われている事例が総務省の調査において確認されています。

「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値の過半が区域内で生じた」ことの証明に加え、一般販売価格も併せて証明書に記載することとし、それらの内容を公表します。

※ 合理的な理由なく、一般販売価格より高額の価格設定はできません。